

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地、富岩運河
指定管理者	公益財団法人富山県民福祉公園
指定管理期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
評価対象年度	令和2年度、令和3年度
所管課	都市計画課

評価年月：令和4年11月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.3
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.3
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.3
		植物管理及び清掃管理について、良好な維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.8
		各施設・設備及び備品の良好な管理・補修業務が計画どおり実施されているか	2.3
		公園内の良好な監視・警備業務が計画どおり実施されているか	2.3
安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.3		
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に行うだけの経営基盤を維持しているか	3.0
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.0
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している(各委員は0～3点で評価)。総合評価は当該平均点を基に決定したもので、評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細やかな植物管理や清掃管理等により、景観が美しく富山のシンボリックな本公園の良好な環境が維持されている。</li> <li>・年間を通じて開催される様々なイベント主催者等の要望に応じ、設営立会いなど昼夜を問わず弾力的な対応を行っている。</li> </ul>
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の混雑について、利用者や近隣住民からの苦情が寄せられていることから、不正駐車防止を図るとともに、公共交通機関や周辺駐車場の利用案内等に努めてもらいたい。</li> <li>・コロナ禍が継続する中でも多くの方に安心して快適に利用いただけるよう、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、利用促進やサービス向上に向けた一層の取組みを期待したい。</li> </ul>

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、定期報告書を適切に受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設管理状況等について、年間6回程度現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・毎年、事業計画や事業報告の内容について協議するとともに、利用者からの苦情や意見については、適宜、県と指定管理者と相談、報告を行うなど、連携して管理を行っている。
モニタリングは適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1回、実績報告及びヒアリングにより、指定管理者からアンケート及びモニタリング調査結果の報告を受けている。</li> <li>・毎月、指定管理者から提出される月報により、利用者からどのような要望や意見が寄せられているか、適切に確認している。</li> </ul>